

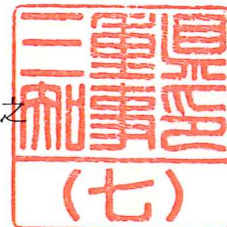
産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 三重県名張市美旗中村 2 6 1 8 番地の 2
氏 名 有限会社日新商会
代表取締役 日浦 祐治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 7年 5月13日
許可の有効年月日 令和14年 3月22日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を含む。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず、
ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上7種類
(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、
廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、動植物性残さ、ゴムくず、家畜ふん尿、
ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上8種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地及び面積 三重県名張市滝之原字大野山4568番1、4569番、4570番、4571番
601.75m²

(裏面)

廃棄物の種類	保管上限	積み上げることができる高さ
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、 金属くず、ガラスくず等 （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 以上3種類	0.81m ³	-（屋内保管）
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、 金属くず、紙くず、木くず、繊維くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 以上5種類	210.44m ³	-（屋内保管）
金属くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、 （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上2種類	75m ³	1.25m
ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）、 （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類	180m ³	3m
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、 金属くず、紙くず、木くず、繊維くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上5種類	100m ³	-（容器保管）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 3月23日	新規許可	平成27年 3月27日	優良確認
平成19年12月 7日	変更許可	平成30年 4月19日	更新許可
平成23年 3月23日	更新許可	令和 5年10月 4日	変更許可

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無